(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令 和 6年 8月 7日

大津市長 殿

提出者

住 所 大津市御陵町3番1号

大津市公営企業管理者南 堀 弘

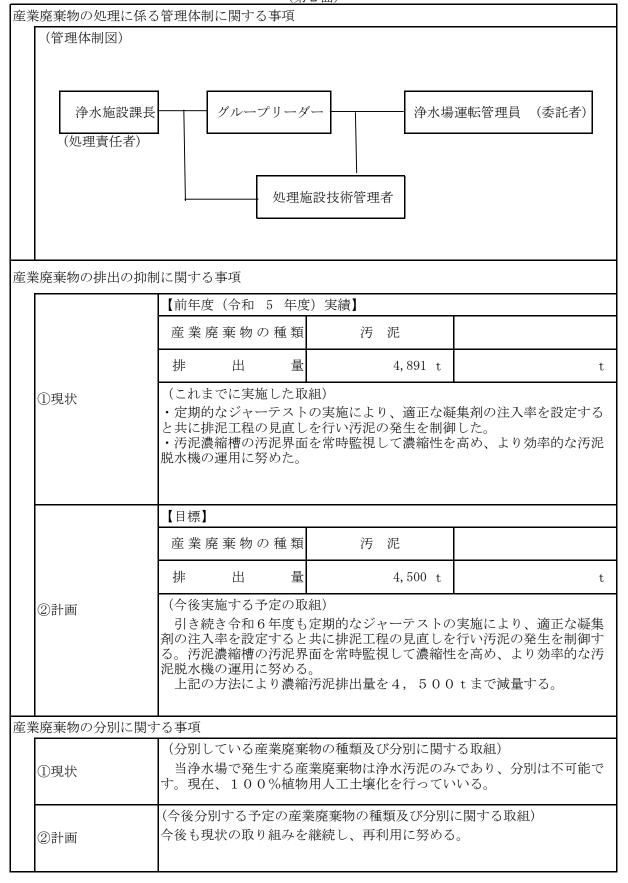
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 077-523-1234

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その 処理に関する計画を作成したので、提出します。

	事業場の名称			称		大津市企業局 真野浄水場			
	事業場の所在地				主地		大津市真野四丁目25番34号		
	計	画		期	間		令和6年4月1日から令和7年3月31日まで		
当該	á該事業場において現に行っている事業に関する事項						っている事業に関する事項		
	1	事	業	の	種	類	上水事業		
	2	事	業	の	規	模	浄水能力 45,000m3/日		
	3	従	≱	色	員	数	6名		
		産う連							

(日本産業規格 A列4番)



自身	自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項							
		【前年度(令和 5 年度)実績】	_				
		産業廃棄物の種類	汚 泥					
		自ら再生利用を行った 産 業 廃 棄 物 の 量	t	t				
	①現状	(これまでに実施した取	組)					
		産業廃棄物の種類	汚 泥					
		自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	t	t				
	②計画	(今後実施する予定の取	組)					
自ら	<u> </u> っ行う産業廃棄物の中	<u> </u> "間処理に関する事項						
		【前年度(令和 5 年度	:) 実績】					
		産業廃棄物の種類	汚 泥					
		自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	0 t	t				
	①現状	自ら中間処理により減量した 産 業 廃 棄 物 の 量	4, 645. 2 t	t				
		(これまでに実施した取						
				ては、水需要量、水源水質 皆でより濃縮性を向上させ				
		るなどして減量化を図っ	てきた。					
		【目標】		1				
		産業廃棄物の種類	汚 泥					
		自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	t	t				
	②計画	自ら中間処理により減量する 産 業 廃 棄 物 の 量	4, 500 t	t				
		(今後実施する予定の取	組)					
		剤の注入率を設定すると	共に排泥工程の見直しる 面を常時監視して濃縮	の実施により、適正な凝集 を行い汚泥の発生を制御す 生を高め、より効率的な汚				
			汚泥排出量を4,500	O t まで減量する。				

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項								
【前年度(令和 5 年度)実績】								
		産業廃棄物の種類汚泥						
		自 ら 埋 立 処 分 又 は 海洋投入処分を行った t t 産 業 廃 棄 物 の 量						
	①現状	(これまでに実施した取組)						
		【目標】						
		産業廃棄物の種類汚泥						
		自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う t t 産業廃棄物の量	;					
	②計画	(今後実施する予定の取組)						
産業	達廃棄物の処理の委託	に関する事項						
【前年度(令和 5 年度)実績】								
		産業廃棄物の種類汚泥						
		全 処 理 委 託 量 245.8 t t	;					
		優良認定処理業者への 処 理 委 託 量 0 t t	;					
		再生利用業者への 処 理 委 託 量 245.8 t	;					
	①現状	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量 0 t	;					
		認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への の 理 委 託 量						
		(これまでに実施した取組)						
		産業廃棄物の一連の処理の工程で示しているとおり浄水発生土資源化を 行い植栽用人工土壌化をして再使用している。						

(第5面)

	(37	3 囲/			
	【目標】				
	産業廃棄物の種類	汚 泥			
	全 処 理 委 託 量	245 t	t		
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	0 t	t		
	再生利用業者への 処理委託量	245 t	t		
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	0 t	t		
②計画	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	0 t	t		
		業廃棄物の処理の委託	こ関しては、当浄水場で中 ととして資源化を行ってい		
※事務処理欄					

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入するこ

 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。 (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請 完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ 事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するま での一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中 間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間 処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量 を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行 令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収 施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)であ る処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者へ の焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のと おり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の 種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入 すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないとき は、「一」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。